

新旧対照表

新	旧	備考
大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施細則(令和6年度) 第1 (省略) 第2 全般的な留意事項 (工事種別と工事金額に応じた等級区分) 1 一般工事における工事種別と工事金額に応じた等級の区分は別表1を基本とする。 2 専門工事における工事種別と工事金額に応じた区分評点は別表2を基本とする。 (入札に参加可能な企業形態) 3 一般工事(土木工事、舗装工事以外)に入札参加可能な等級及び企業形態は、別表3－1、3－2を基本とする。ただし、工事の難易度を考慮し、工事金額に応じた等級以上とすることができる。なお、工事金額に応じた等級以上とすることができる案件は建築部会で決定する。 4 専門工事に入札参加可能な企業形態は、単体企業及び組合(杭工事、昇降機設備工事を除く。)とする。 5 特殊工事(その他特殊工事は除く。)に入札参加可能な等級及び企業形態は、工事金額に応じた等級以上の単体企業、及び工事金額に応じた等級以上の組み合わせ(別表3－1)の特定JVとする。ただし、府営住宅エレベーター棟工事に入札参加可能な等級及び特定JVの組合せは建築部会で決定する。 6 特殊工事(その他特殊工事に限る。)に入札参加可能な等級は工事金額に応じた等級以上とし、企業形態については工事の特殊性に応じて建築部会で決定する。 (受注希望工種(一者一工種の原則)について) 7 工事種別ごとに指定する受注希望工種の種類は、別表4のとおりとし、次の各号による。 一 工事に入札参加できる者は、都市整備部住宅建築局に受注希望工種を登録した者に限る。(ただし、その他特殊工事及び建築部会で指定する工事に参加する場合はこの限りでない。) 二 特定JVを構成する構成員は、構成員全員が同一の受注希望工種に登録していること。 なお、事後審査において特定JV構成員全員の登録が確認されない場合は、その特定JVが提出した入札書は無効とする。 三 受注希望工種の登録は、当該年度において1つに限る。ただし、受注希望工種を指定する工事の入札に参加していない者又は入札に参加し、入札辞退届を提出した者(入札参加確認申請し、入札書を提出しなかった者は除く。)は、年度の途中において1回に限り変更できる。 四 当該年度に受注希望工種を指定する工事に入札書を提出した場合、それ以降は異なる受注希望工種の工事には参加できない。	大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施細則(令和6年度) 第1 (省略) 第2 全般的な留意事項 (工事種別と工事金額に応じた等級区分) 1 一般工事における工事種別と工事金額に応じた等級の区分は別表1を基本とする。 2 専門工事における工事種別と工事金額に応じた区分評点は別表2を基本とする。 (入札に参加可能な企業形態) 3 一般工事(土木工事、舗装工事以外)に入札参加可能な等級及び企業形態は、別表3－1、3－2を基本とする。ただし、工事の難易度を考慮し、工事金額に応じた等級以上とすることができる。なお、工事金額に応じた等級以上とすることができる案件は建築部会で決定する。 4 専門工事に入札参加可能な企業形態は、単体企業及び組合(杭工事、昇降機設備工事を除く。)とする。 5 特殊工事(その他特殊工事は除く。)に入札参加可能な等級及び企業形態は、工事金額に応じた等級以上の単体企業、及び工事金額に応じた等級以上の組み合わせ(別表3－1)の特定JVとする。ただし、府営住宅エレベーター棟工事に入札参加可能な等級及び特定JVの組合せは建築部会で決定する。 6 特殊工事(その他特殊工事に限る。)に入札参加可能な等級は工事金額に応じた等級以上とし、企業形態については工事の特殊性に応じて建築部会で決定する。 (受注希望工種(一者一工種の原則)について) 7 工事種別ごとに指定する受注希望工種の種類は、別表4のとおりとし、次の各号による。 一 工事に入札参加できる者は、都市整備部住宅建築局に受注希望工種を登録した者に限る。(ただし、その他特殊工事及び建築部会で指定する工事に参加する場合はこの限りでない。) 二 特定JVを構成する構成員は、構成員全員が同一の受注希望工種に登録していること。 なお、事後審査において特定JV構成員全員の登録が確認されない場合は、その特定JVが提出した入札書は無効とする。 三 受注希望工種の登録は、当該年度において1つに限る。ただし、受注希望工種を指定する工事の入札に参加していない者又は入札に参加し、入札辞退届を提出した者(入札参加確認申請し、入札書を提出しなかった者は除く。)は、年度の途中において1回に限り変更できる。 四 当該年度に受注希望工種を指定する工事に入札書を提出した場合、それ以降は異なる受注希望工種の工事には参加できない。	

新				旧				備考
(建設業の許可の区分)				(建設業の許可の区分)				※「建設業法施行令」の一部改正に伴う変更
8 工事に入札参加する者は、工事金額及び工事種別に応じ、次表のとりの建設業の許可を有するものとする。				8 工事に入札参加する者は、工事金額及び工事種別に応じ、次表のとりの建設業の許可を有するものとする。				
工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)		工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)		
		特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可			特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可	
(1)	建築工事、一般建築物耐震改修工事、府営住宅耐震改修工事、府営住宅PC工事、府営住宅エレベーター棟工事、撤去工事(階上解体)、アスベスト対策工事	1.2億円未満	1.2億円以上	(1)	建築工事、一般建築物耐震改修工事、府営住宅耐震改修工事、府営住宅PC工事、府営住宅エレベーター棟工事、撤去工事(階上解体)、アスベスト対策工事	1 億円未満	1 億円以上	
(2)	土木工事、舗装工事、杭工事(既製杭、場所打ち杭)、撤去工事(階上解体除く)、造園工事、防水工事(改修工事に限る。)、塗装工事(改修工事に限る。)、その他特殊工事	1 億円未満	1 億円以上	(2)	土木工事、舗装工事、杭工事(既製杭、場所打ち杭)、撤去工事(階上解体除く)、造園工事、防水工事(改修工事に限る。)、塗装工事(改修工事に限る。)、その他特殊工事	9 千万円未満	9 千万円以上	
(3)	電気設備工事、機械設備工事、浴槽設備工事、電障対策工事、テレビ共聴設備工事、電気通信工事、消防施設工事	1 億 5 千万円未満	1 億 5 千万円以上	(3)	電気設備工事、機械設備工事、浴槽設備工事、電障対策工事、テレビ共聴設備工事、電気通信工事、消防施設工事	1 億 3 千万円未満	1 億 3 千万円以上	
(4)	昇降機設備工事	全て		(4)	昇降機設備工事	全て		
9 ～ 25 (省略)				9 ～ 25 (省略)				
第3 ～ 第9 (省略)				第3 ～ 第9 (省略)				
附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 23 年3月1日から施行する。 ただし、第2の 15 の予定価格、低入札価格調査基準価格の事後公表は、平成 23 年4月1日以降に公告する案件から適用する。				附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 23 年3月1日から施行する。 ただし、第2の 15 の予定価格、低入札価格調査基準価格の事後公表は、平成 23 年4月1日以降に公告する案件から適用する。				
附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 24 年2月 23 日から施行する。 ただし、第2の 14 の次表は、平成 24 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。				附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 24 年2月 23 日から施行する。 ただし、第2の 14 の次表は、平成 24 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。				
附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 25 年2月 21 日から施行し、平成 25 年度早期発注案件から適用する。				附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 25 年2月 21 日から施行し、平成 25 年度早期発注案件から適用する。				
附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 26 年2月 21 日から施行し、平成 26 年度早期発注案件から適用する。				附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 26 年2月 21 日から施行し、平成 26 年度早期発注案件から適用する。				
附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 27 年2月 20 日から施行し、平成 27 年度早期発注案件から適用する。				附 則 (施行期日等) この実施細則は、平成 27 年2月 20 日から施行し、平成 27 年度早期発注案件から適用する。				
附 則				附 則				

新	旧	備考
この実施細則は、令和5年2月 16 日から施行し、令和5年度早期発注案件から適用する。 附 則 (施行期日等) この実施細則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に公告する案件から適用する。 附 則 (施行期日等) この実施細則は、令和6年2月15日から施行し、令和6年度早期発注案件から適用する。 附 則 (施行期日等) この実施細則は、令和7年2月1日から施行し、令和7年2月1日以降に公告する案件から適用する。 以 上	この実施細則は、令和5年2月 16 日から施行し、令和5年度早期発注案件から適用する。 附 則 (施行期日等) この実施細則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に公告する案件から適用する。 附 則 (施行期日等) この実施細則は、令和6年2月15日から施行し、令和6年度早期発注案件から適用する。 以 上	

附 則

(施行期日等)

この実施細則は、令和7年2月1日から施行し、令和7年2月1日以降に公告する案件から適用する。